

三瓶自然館インタープリター（自然観察介添人）
設置要綱

1 目的

三瓶フィールドミュージアムでは、当施設を訪れた人たちが、生きた自然に触れ、自然の不思議さや素晴らしさを感じ自然を愛する心や守る心を育んだりすることを手助けすること（インタープリテーション）を行うため三瓶自然館インタープリター（以下「インタープリター」という。）を設置する。

2 委嘱

インタープリターは、三瓶フィールドミュージアムの設置目的を理解し、自然環境の保全に関心を持ち、指導力及び行動力に富み、かつ人格円満な者のうちから、次の各号のいずれかに該当した者について、島根県立三瓶自然館館長が委嘱する。

- (1) 三瓶自然館インタープリター養成講座を受講し、必要な知識や技術等を修得した者
- (2) (1) と同等以上と認められる者

3 委嘱の期間

インタープリターの委嘱期間は4月1日から3月31日までの1年間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委嘱の取り消し

本要綱の目的に反する行為をした場合。その他インタープリターとしてふさわしくないと認められる場合。または、本人から辞退の申し出があった場合。

5 報酬

無給とする。ただし、交通費等については、予算の範囲内において支給する。

6 業務

インタープリターは、公益財団法人しまね自然と環境財団（以下「財団」という。）職員と協力して利用者に対し、インタープリテーションを行う。

7 業務遂行時の留意事項

インタープリテーションに当っては、財団職員と事前に十分打ち合わせを行うと共に、財団が支給する名札および制服を着用するものとする。また、利用者の人格を尊重し、差別的な取り扱いや不快な念をいだかせることのないよう心がける。

8 付則

- この要綱は、平成5年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成23年4月1日から施行する。